

岐阜県公報

目次

公安委員会規則

警備業法施行細則の一部を改正する規則

(生活安全総務課)

ページ

号外(二) 平成二十一年六月三十日

公安委員会規則

警備業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年六月三十日

岐阜県公安委員会

委員長 小川 信也

岐阜県公安委員会規則第八号

警備業法施行細則の一部を改正する規則

警備業法施行細則(平成十八年岐阜県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五条」を「第四条」に、「基準(第六条・第七条)」を「基準等(第五条・第六条)」に、「第八条 第十条」を「第七条 第九条」に改める。

第二条を次のように改める。

(護身用具の携帯禁止)

第二条 警備業者及び警備員が警備業務を行うに当たり携帯してはならない護身用具は次に掲げる護身用具(鋭利な部位がないものに限る。)以外のものとする。

一 警戒棒(その形状が円棒であつて、長さが三十センチメートルを超え九十九センチメートル以下であり、かつ、重量が別表第一の上欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるものに限る。)

二 警戒じょう(その形状が円棒であつて、長さが九十センチメートルを超え百三十センチメートル以下であり、かつ、重量が別表第二の上欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるものに限る。)

三 刺股

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (ときは翌日)

平成二十一年六月三十日

四 非金属製の楯

五 前各号に掲げるもののほか、携帯することにより人に著しく不安を覚えさせるおそれなく、かつ、人の身体に重大な害を加えるおそれがないもの

第三条中「場合においては」を「場合は」に、「警戒杖」を「警戒じょう」に改める。

第四条の見出し中「警戒杖」を「警戒じょう」に改め、同条中「場合においては、警戒杖」を「場合は、警戒じょう」に改め、同条第二号水中「浄水場」を「浄水所」に、「水道施設」を「水道関係施設」に、「これらの施設」を「これら」に、「係るテロリズム」を「対してテロ行為」に改め、同号へ中「係るテロリズム」を「対してテロ行為」に改める。

第五条を削り、第三章第六条を第五条とし、第七条を第六条とし、第四章第八条を第七条とする。

第九条第二号中「申し出」を「申出」に改め、同条を第八条とする。
第十條中「第八條第一項」を「第七條第一項」に改め、同條を第九條とする。

附則の次に別表として次の二表を加える。

別表第一 (第二条関係)

警戒棒の制限

| 長さ | 重量 |
|-------------------------|----------|
| 三〇センチメートルを超え四〇センチメートル以下 | 一六〇グラム以下 |
| 四〇センチメートルを超え五〇センチメートル以下 | 二二〇グラム以下 |
| 五〇センチメートルを超え六〇センチメートル以下 | 二八〇グラム以下 |
| 六〇センチメートルを超え七〇センチメートル以下 | 三四〇グラム以下 |
| 七〇センチメートルを超え八〇センチメートル以下 | 四〇〇グラム以下 |
| 八〇センチメートルを超え九〇センチメートル以下 | 四六〇グラム以下 |

別表第二 (第二条関係)

警戒じょうの制限

| 長さ | 重量 |
|---------------------------|----------|
| 九〇センチメートルを超え一〇〇センチメートル以下 | 五一〇グラム以下 |
| 一〇〇センチメートルを超え一一〇センチメートル以下 | 五七〇グラム以下 |

| | |
|---------------------------|----------|
| 一一〇センチメートルを超え一二〇センチメートル以下 | 六三〇グラム以下 |
| 一二〇センチメートルを超え一三〇センチメートル以下 | 六九〇グラム以下 |

別記様式第一号及び別記様式第二号中「減6g」を「減5g」に改める。
別記様式第三号中「減8g」を「減7g」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第十七条第二項の規定による届出をして警備業者及び警備員の携帯の用に供されている警戒棒又は警戒じょう（この規則による改正後の警備業法施行細則（以下この項において「新規則」という。）第二条第一号及び第二号に掲げるものを除く。）については、この規則の施行の日から起算して十年間は、新規則第一条の規定にかかわらず、警備業者及び警備員はこれらを携帯することができる。